

Power IoT Platform 利用規約

第1条 利用規約の構成及び適用

1. Power IoT Platform 利用規約（以下「本規約」といいます）は、AZPower 株式会社（以下「当社」といいます）が提供するクラウド IoT プラットフォームサービス（以下「本サービス」といいます）を契約者が利用する際に適用されるものとします。
2. 本サービス上の追加サービスを利用する場合には、本規約に加えて、各追加サービスの利用規約（以下「追加サービス規約」といいます）が適用されるものとします。
3. 本規約に追加して、本サービスに関するサービスレベル・アグリーメント(SLA)など当社が本サービスに関する利用条件（以下「本利用条件」といい、本規約及び追加サービス規約と併せて「本規約等」といいます）を定めた場合においても、契約者は本規約等に従うものとします。
4. 本規約と本利用条件に矛盾抵触する規定がある場合、本利用条件の規定が優先して適用されるものとします。本規約及び本利用条件と追加サービス規約に矛盾抵触する規定がある場合、追加サービス規約の規定が優先して適用されるものとします。
5. 本規約において定義された用語は、特に規定しない限り、本利用条件及び追加サービス規約においても同一の意義を有するものとします。

第2条 本規約等の変更

1. 当社は、本規約等を予告なく変更する場合があります、当社が定める方法により契約者に通知されたときに変更の効力を生じるものとします。
2. 変更の通知後、契約者が本サービスを利用した時点で、変更への同意がなされたものとします。

第3条 定義

1. 本規約において、次の用語の意味は、以下のとおりとします。
 - 「本サービス」 契約者がインターネットを経由して「本システム」に接続し、当社が本規約に基づいて契約者に提供するサービス、及び前述のサービスを正常に利用できるように提供する保守サービス
 - 「契約者」 当社と本サービスの利用契約を締結した者及び、前述の者が本サービスを利用する権限を与えたその従業員又はこれ準ずる者
 - 「利用料金」 契約者が本サービスを利用するため締結した本サービスの利用契約に基づき、実際に当社に支払う金額
 - 「本システム」 当社が本契約に基づき契約者の使用に提供する「本ソフトウェア」及び「本

センサー・機器等」

- 「本ソフトウェア」 アプリケーション配信及びデータ管理ができる機能を備えた当社指定のコンピューター・アプリケーション・プログラム及びその関連マニュアル等のドキュメント
- 「本センサー・機器等」 「本サービス」利用のために契約者が購入を必要とする、当社指定のセンサー及び無線通信機器等
- 「本サービスに関するサービスレベル・アグリーメント (SLA)」 当社ホームページ <http://www.poweriotplatform.com/sla> に掲載されているサービスレベル・アグリーメント

第4条 本サービスの提供区域

本サービスの提供区域は、日本国内のサービスの利用可能かつ利用料金支払の可能なすべての地域とします。

第5条 本サービスの利用

1. 当社は、契約者に対し、本システムへのアクセス権限として、ID とパスワードを付与するものとします。また、その他必要なアカウント等の付与については、利用申込書に定めるものとします
2.
 - (1) 契約者は、本サービスの利用期間中、前項に定めるアクセス権限により、契約者が保持するネットワーク設備からインターネットを經由して本システムに接続します。
 - (2) 契約者は、本ソフトウェアを自社のサーバ等設備の上で作動させ、本システムを使用します。当社は、契約者のコンピュータが、その上で、本ソフトウェアを作動させ、かつ、契約者がインターネットを經由してそれに接続し、本ソフトウェアを利用することが可能な機能を備えていること（以下「正常な作動環境」といいます）を、本サービス利用開始前に確認します。
 - (3) 契約者は、本センサー・機器等から収集され、当社が管理するネットワーク上のサーバ（以下「Microsoft Azure」といいます）に蓄積されたデータ（以下「データ等」といいます）を、利用及びダウンロードすることができます。データ等は、Microsoft Azure に1年間保存された後、自動的に消去されます。
3. 契約者は、本システムを、方法の如何に問わず、コピーして使用しないことに同意するものとします。
4. 当社が必要と判断した場合には、当社は契約者に告知することなく、いつでも本システムの内容を変更することができるものとします。
5. 契約者は、本サービスの利用には注意をもって行い、利用のための操作及び結果については全て契約者が責任を負うものとします。

第6条 運用・保守管理

1. 本システムの運用保守管理は、当社が相当と判断する時期及び方法で行うものとします。具体的詳細についてはネットワークセキュリティ確保のため、当社が必要と判断する範囲で開示します。
2. 当社は、Microsoft Azure に蓄積された、契約者のデータ等を管理します。
3. 当社は、必要に応じて本サービスの一部を第三者に委託することができます。

第7条 本サービスの利用期間

1. 本サービスの利用期間は、当月 1 日から月末までの 1 か月単位とし、契約利用期間は当社が発行する本サービス正式利用申込書または見積り書に定めるものとします。
2. 契約者が契約利用期間満了日の 30 日前までに当社に対して解除の通知をしない場合、又は当社が契約利用期間満了日 30 日前までに契約者に対して解除の通知をしない場合は、本サービスの契約利用期間は自動延長されるものとします。自動延長される期間は、本サービス正式利用申込書または当社が発行し発注いただいている見積り書に記載された利用期間を適用します。
3. 契約者が契約利用期間満了前に本サービス利用を解約（一部解約も含む）する場合、契約者は当社に対して第 28 条に基づき利用期間の残存期間分に相当する利用料金を支払うものとします。

第8条 サポート&サービス

1. 当社は、本サービスに関する問合せに対し回答するためのサポート&サービスを提供します。
2. サポート&サービスの利用方法について、当社が必要に応じて別途利用規約を定めた場合、契約者はそれを遵守するものとします。

第9条 利用可能時間及びその他利用条件

本サービスは、終日利用できるものとします。ただし、第 27 条（当社による本サービスの一時停止、解約解除及び本サービスの終了）に定める一時停止の場合を除きます。

2. 前項の他、本サービスの利用条件は、本規約及び別途契約者に交付する関連マニュアル並びに必要に応じて契約者に通知する本サービス利用に関する諸規定に記載のとおりとします。
3. 当社は必要に応じて本サービスの内容及び利用条件（関連マニュアル内容等）を変更することができるものとします。なお、変更時は、緊急でやむを得ない場合を除き、事前に契約者に通知します。

第10条 利用の申込み

本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の利用申込書に必要事項を記入の上、当社へ提出することにより正式利用を申し込むものとし（正式利用を申し込ん

だ者を以下「利用申込者」といいます)、当社が当該利用申込書の内容を審査し承認した時に、本規約を内容とする本サービスの利用契約が契約者と当社との間で成立するものとします。

第 11 条 申込みの承諾

1. 当社は、利用申込者又は契約者が次のいずれかに該当する場合、利用申込者又は契約者に対し事前に又は緊急の場合は事後に書面で通知し、サービスの提供を承諾しない、又は承諾後であっても承諾の取消を行うことがあります。

- ① 所定の書類に虚偽の記載があった時
- ② 第 5 条（本サービスの利用）に違反するおそれがある場合
- ③ 第 15 条乃至第 19 条に規定する契約者の責任に違反するおそれがある場合
- ④ 第 22 条（知的所有権）に違反するおそれがある場合
- ⑤ 第 23 条（秘密保持）に違反するおそれがある場合
- ⑥ 第 27 条（当社による本サービスの一時停止及び契約解除）第 1 項第 3 号に該当する場合
- ⑦ 過去に第 27 条第 1 項（当社による本サービスの一時停止及び契約解除）の処分を受けたことがある場合
- ⑧ 当社の業務の遂行上、又は技術上困難である場合又はそのおそれがある場合

2. 当社は、前項各号により承諾しない、又は承諾を取り消したときは、当社は書面をもってその旨通知するものとします。

3 承諾が取り消された場合でも、契約者は本サービスの利用により既に発生した義務について本規約等に従って履行する責任を免れないものとします。また、取消により生じた損害について、当社はその理由の如何問わず、いかなる責任も負わないこととします。

第 12 条 変更の承諾

1. 契約者が届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、第 33 条（当社に対する通知）により、遅滞なく、その旨を届け出るものとします。

2. 前項の届出を怠った場合、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。また、当社が契約者に対して通知等を契約者に発信したときは、通常到達すべきであった時をもって到達したものとみなします。

3. 当社は、変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し、又は利用契約を解除することがあります。

第 13 条 利用料金及び支払

本サービスの利用料金及び支払条件は、その利用料金を記載した見積書を当社または当社の指定

する販売代理店より契約者に送付するものとします。

なお本サービスの利用料金に対する消費税相当額、並びに、振込手数料等支払いにかかる費用は契約者の負担とします。

第 14 条 利用料金の変更

当社は、必要に応じて、利用料金を変更することができるものとします。かかる変更は、緊急でやむを得ない場合を除き、当社の指定する変更効力発生日の少なくとも 1 週間前に契約者に通知します。

第 15 条 契約者の遵法責任

1. 契約者は、自己の判断と責任において、本サービスの利用にあたり、日本国の関連法令を遵守し、本サービスを活用した管理に関する慣行等を尊重するものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - ① 他人の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為
 - ② ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - ③ 逆アセンブル・逆コンパイル・リバースエンジニアリング等認知可能な状態に変更し、改変・翻訳・修正等を行わないこと。又は本サービスやその一部を基にして派生製品を製造する行為
 - ④ 公序良俗又は法令に違反する行為
 - ⑤ 他人を誹謗中傷し又は他人に迷惑、不利益等を与える行為
 - ⑥ 他人の ID 又はパスワードを不正に使用する行為
 - ⑦ 本サービスの運営に支障をきたすおそれの行為
 - ⑧ その他、当社が不相当と判断する相当の理由のある行為

第 16 条 利用体制の整備等

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、自己の判断と責任において、以下の事項を決定し処理するものとします。
 - ① 本サービスを適正に利用するために必要な契約者の人的物的業務体制の整備・維持
 - ② 本サービスを利用するために必要な本システム以外のコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他のネットワークの設備の保持・管理
 - ③ 本システムに記録されているデータ、情報等を保存する必要がある場合の適切な保存処置
2. 契約者は、本サービスの適切な利用を図るため、本規約等の内容及び本サービスの関連マニュアル等の内容を正しく理解し、ID 及びパスワードの管理・発行を適切に処理し、本サービスを利用する関係者に対し必要な指導を行い、必要な設備等の保持、管理を行うものとします。

第 17 条 ID 及びパスワードの管理責任

1. 契約者は、本システムにアクセスするための ID 及びパスワードを自己の判断と責任において管理するものとし、その使用上の誤りによる不正使用等により損害が生じても、当社は一切責任を負いません。
2. 契約者は、利用申込承認の時に当社が契約者に通知する ID 及びパスワードを使用するものとします。また、当社は、契約者から連絡を受けた場合、当社が適当と判断する方法で契約者の本人同一性確認をすることがあります。
3. 契約者は、本規約等で認められている場合を除き、ID 及びパスワードを第三者に使用させること、譲渡、貸与又は担保に供する等の行為はできないものとします。
4. 契約者は、ID 及びパスワードの盗難による不正使用の事実を知った場合（そのおそれがある場合も含む）、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。その場合において、被害防止のため当社から指示あるときはそれに従うものとします。
5. 本サービスの利用契約が終了した場合、契約者の ID 及びパスワードは失効するものとします。

第 18 条 障害時の通知

1. 契約者は、本サービスの利用に障害が発生したときは、遅滞なく障害の内容を調査し、その調査結果及び当社が障害解消のために契約者に求める必要とする事項を、当社に報告するものとします。

第 19 条 契約者の協力義務

1. 以下の場合、当社は、契約者に対し、本サービスの利用状況に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
 - ① 契約者による本規約等の遵守状況を調査確認するため必要な場合
 - ② 本サービスの故障予防又は回復のため必要な場合
 - ③ 本サービスの技術的又は経済的機能向上のため必要な場合
 - ④ その他、当社が必要と判断する相当の理由がある場合

第 20 条 瑕疵担保責任

1. 当社は、利用開始前に当社が確認した正常な作動環境の下で、本システムが仕様書・関連マニュアルに記載された機能仕様に合致して作動しない場合、速やかに修補するものとします。ただし、合致しない原因が仕様書・関連マニュアルの記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、当該記述内容を修補するものとします。また、不具合の原因が契約者の不適切な利用行為その他の契約者の責に帰すべき事由による場合は、当社は、契約者に対し、当該修補に要した費用を請

求致します。

2. 当社が前項の修補を実施したにもかかわらず、契約者が本サービスを利用できなかった場合、利用者の通常の直接損害の賠償額として、当該賠償額の支払に代えて利用料金から当該賠償額を減額します。当該賠償額（利用料金からの減額）については、本サービスに関するサービスレベル・アグリーメント(SLA)で定めます。ただし、契約者が当該賠償額の請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は当該賠償を請求する権利を失うものとします。

3. 本条の規定は、本システムの利用に関して当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者その他のいかなる者に対しても、本システムの利用に関して、その原因の如何に関わらず、本条の責任以外には、いかなる責任も負担しないものとします。

第21条 当社の非保証

1. 当社は、本システムが契約者の利用目的に適切又は有用であること、その作動が中断されないこと及びその作動に誤りがないことを保証するものではありません。

2. 当社は、本規約等に特別の規定がある場合を除き、本サービスを利用して得られる情報の真実性、正確性等について、いかなる保証及び責任を負いません。

3. 当社は、契約者に対し、本システムに関して被った損害について、その原因の如何を問わず、当該損害を賠償する責任を負いません

第22条 知的財産

1. 本ソフトウェア及び本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（本規約等、本サービスの仕様書、関連マニュアル等を含む）に関する著作権（日本国の著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）及びノウハウ等の知的財産は、各権利者に帰属するものとします。

2. 契約者は、本ソフトウェア及び前項の提供物を、以下のとおり取り扱うものとします。

① 本規約等に基づき本サービスの利用のためにのみ使用すること

② 逆アセンブル・逆コンパイル・リバースエンジニアリング等認知可能な状態に変更し、改変・翻訳・修正等を行わないこと。又は本サービスやその一部を基にして派生製品を製造しないこと

③ 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと

④ 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと

3. 前2項の規定にかかわらず、本サービスの関連マニュアルについては、契約者は、当社の事前の承諾を得ることを条件に、契約者が本サービスを利用するのに必要な範囲で複製し編集することができるものとします。ただし、その複製、編集物についても第1項を適用するものとします。また、編集にあたり、契約者が関連マニュアルの内容を変更した場合は、当社の事前の承諾

を得ていたとしても、当該変更起因する事態について、当社は一切責任を負わないものとします。

4. 契約者が本サービスを利用して本ソフトウェアに入力し、又は本ソフトウェアから入手するデータその他の情報に関する著作権及び著作者人格権は、当該情報を作成した者に帰属するものとします。ただし、当社は、これらの権利を保護する義務を負わないものとします。なお、当社は契約者のプライバシーを侵害しない範囲で、本サービスの機能向上のために当該データを利用できるものとします。

5. 契約者は、本条に違反する行為を第三者に行わせないものとします。契約者の指示により第三者が本条に違反した場合、当該契約者の違反として本規約等を適用することができるものとします。

本条の規定は、本サービスの利用契約終了後も効力を有するものとします。

第23条 秘密保持

1. 当社は、本サービスの提供により知り得た契約者の情報や販売上、技術上又はその他の業務上の秘密を本サービス提供のためにのみ使用するものとし、以下に該当する場合を除き、契約者本人識別が可能な形式では第三者に告知しないものとします。

- ① 契約者の同意が得られた場合
- ② 法令により開示が求められた場合
- ③ 契約者に対し本規約等に基づく義務の履行を請求する場合
- ④ 本サービスの技術的機能又は経済的機能の改善のため必要な場合
- ⑤ その他、本サービスの運用上、相当の必要性がある場合

2. 契約者は、本サービスの利用により知り得た当社の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密（本規約等の内容、本サービスの仕様を含む）を本サービスの利用のためにのみ使用するものとし、当社の承諾なしに第三者に公表し又は漏えいしないものとします。

3. 以下の情報は本条の秘密に該当しないものとします。

- ① 公知の事実
- ② 本サービスにより知り得た以前から保有していた情報
- ③ 本サービスにより知り得た情報に依存せず独自に開発発見された情報
- ④ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

第24条 個人情報の取扱い

1. 本サービスの提供に伴い、Microsoft Azure に蓄積された契約者及び会議室の利用者に関するデータその他一切の契約者が保有する個人情報（（「個人情報保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）」（以下「個人情報保護法」といいます）第2条第1項に定義するものを行い、以下「個人情報」といいます）を当社が取り扱う場合、個人情報取扱いの手順、サービスレ

ベル・アグリーメント(SLA)、安全管理措置、記録する監査証跡の種類等を定めるものとします。

2. 当社は、本サービスの提供に伴い、個人情報を取り扱う場合、以下の各号の定めに従い取り扱うものとします。

- ① 個人情報保護法の定めに従い保管・管理するものとし、契約者の書面による承諾を得ることなく本サービス以外の目的に利用し、又は第三者に利用させ、もしくは開示、漏洩しないものとします。
- ② 本サービスの提供に必要な場合を除き、個人情報を複製しないものとします。
- ③ 前2号に定める義務の履行のために、個人情報保護法第20条、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(経済産業省、平成16年10月)」その他の法令、通達、ガイドライン等(改廃された場合にはこれを含む)に基づき、必要な安全管理措置を講じるものとし、当該措置に関して契約者の指導又は指示があった場合はこれに従います。
- ④ 個人情報を取り扱う業務の発生後、契約者の要求に応じて、個人情報の利用及び管理の状況について、契約者に対して報告するものとします。
- ⑤ 契約者が事前に当社に通知することにより、合理的な範囲において相当な方法で、当社の施設に立ち入り、当社による個人情報の管理・保管・取扱い状況の情報セキュリティ監査をすることをあらかじめ承諾します。なお当社施設への立ち入りにあたっては、両者は当社が第三者に対して負う守秘義務に配慮するものとします。
- ⑥ 第1号及び第2号の定めを反して個人情報が使用され、又は第三者に開示もしくは漏洩したことが判明した場合、契約者に対してただちにその旨を通知するとともに、事故について調査を行い、その調査結果ならびに対処策を速やかに書面にて契約者に報告するものとします。
- ⑦ 個人情報の目的外利用、第三者への開示、漏洩、紛失、改竄等の個人情報に関する事故が発生し、契約者その他の第三者に損害が生じた場合、当社は当該損害を賠償します。
- ⑧ 本件業務が終了した場合、又は契約者より個人情報の返還の要請があった場合には、ただちに個人情報を契約者に返還し、又は契約者の指示に従いこれを廃棄しなければならないものとします。
- ⑨ 個人情報の取扱に関する授受、最終処分等の確認については、書面を用いて行うものとします。

第25条 上位規約等への同意

1. 契約者は、Microsoft Azure の利用規約を遵守する義務を負うものとします。
2. 契約者は、本サービスにおいて契約者が利用することとなる OS、ソフトウェア、機器その他のもの(以下「利用機器等」といいます)について、利用機器等の提供元が、約款、規約、ライセンス、その他名称を問わず、当該利用機器等の利用に関する条件(利用を行っている時点におけ

る最新のものを指し、以下「上位規約等」といいます)を定めている場合、本サービスの利用に際し、上位規約等を遵守する義務を負います。

3. 本規約又は追加サービス規約に特別に定める場合を除き、本規約及び追加サービス規約と上位規約等に矛盾または抵触する規定がある場合、上位規約等の規定が優先して適用されるものとします。

第26条 反社会的勢力の排除

1. 契約者及び当社は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- ① 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)であること
- ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを保証します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損又は業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 契約者及び当社は、他方当事者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。

- ① 第1項各号の表明が、事実と反することが判明したとき
- ② 第1項各号の保証に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
- ③ 前項各号の保証に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4. 契約者及び当社は、本条違反を理由として本契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、その賠償責任を負わないものとします。

第 27 条 当社による本サービスの一時停止及び契約解除

1. 当社は、契約者が以下のいずれかに該当する場合、催告その他の手続きを要せず、契約者に対し事前に又は緊急の場合は事後に書面で通知することで、本サービス利用契約を解除できるものとしします。

- ① 第 11 条（申込みの承諾）第 1 項第 1 号乃至第 8 号のいずれかに該当する場合
- ② 本サービスの運営を妨害し又は当社名誉信用を毀損した場合
- ③ その他、本規約等の規定に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正しない場合
- ④ 利用料金の支払いを怠り、当社又は代理店からの催告にもかかわらず、なお支払いがなされない場合

2. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、契約者に対して事前に又は緊急の場合は事後に通知し、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止できるものとしします。

- ① 本システムの保守点検等の作業を定期的に又は緊急に行う場合
- ② 本システムに障害等が生じた場合
- ③ 停電、火災、地震、その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
- ④ その他、本システムの運用上又は技術上の相当な理由がある場合

3. 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条に基づき、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信が優先的に取り扱われ、契約者に事前に通知することなく、本サービスの提供の全部又は一部を中止する措置をとることがあります。

4. 本条に基づいて本サービスが一次停止し、又は利用契約が解除された場合でも、本規約等に特別の規定がある場合を除き、当社は、契約者その他のいかなる者に対しても、いかなる責任も負担しないものとしします。

5. 第 7 条記載の利用期間中に本サービスの利用契約が契約者の責に帰すべき事由で解除された場合、契約者は、当社に対し、第 7 条に記載の利用期間の残存期間分に相当する利用料金を支払うものとしします。

第 28 条 契約者による契約解除

1. 契約者が契約の解除を希望する場合、当社所定の書類に必要事項を記入の上、解約希望日の 30 日前までに当社に届け出るにより、本サービスの利用契約を解除できるものとしします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社が第 5 条第 4 項又は第 9 条第 3 項により本サービスの内容を変更し又は第 14 条により利用料金を変更した場合（ただし、軽微な変更又は契約者の負担を加重しない変更の場合を除く）、当該サービスを既に利用している契約者が当該変更を承諾しない場合

は、当社による当該変更についての通知日から 1 週間以内にその旨を当社に届け出ることにより、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。この場合は、第 7 条に記載の利用期間の残存期間分に相当する利用料金を支払う義務はないものとします。

第 29 条 契約解除時の処理

1. 本サービスの利用契約を解除した場合、契約者は、本システムへのアクセス権限を失い、本サービスを一切利用できないものとします。
2. 本サービスの利用契約を解除した場合でも、契約者は、本規約等に基づいて既に派生した債務を本規約等に基づいて履行する責任は免れないものとします。
3. 本サービスの利用終了後において、双方で確定した債権債務が存在する場合、契約者又は代理店及び当社は、速やかにこれを清算するものとします。

第 30 条 本サービスの廃止

1. 当社は、本サービスの一部又は全部を何時でも廃止できる権利を有します。
2. 本サービスの一部又は全部を廃止する場合、当社は廃止する 3 か月以上前に当該サービスの契約者に対して通知を行います。
3. 当社が予期し得ない事由又は法令、規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由で、サービスを廃止する場合において 3 か月以上の前の通知が不能な場合であっても、当社は可能な限り速やかに契約者に対して通知を行います。
4. 本条に定める手続きに従って通知がなされたときは、当社は本サービスの廃止の結果について何ら責任を負いません。

第 31 条 損害賠償

1. 契約者が本規約等に違反し、又は不正行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社が被った通常の直接損害を賠償するものとします。
2. 契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、また第三者との間で紛争等が発生した場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。また、これにともなう費用等が当社に発生した場合は、契約者がこれを負担するものとします。
3. 当社は、本規約等に規定がある場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、本システムの不具合、故障、第三者による本システムへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。
4. 当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、当社が負担する各暦年度中の賠償金の累積額は、本規約等に特別の規定がある場合を除き、当該暦年度中に契約者が当社に支払った本サービスの料金の総額を上限とするものとします。

5. 当社及び契約者は、本規約等に特別の規定がある場合を除き、いかなる場合にも、自己の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益、データ及びプログラム等の無体物に生じた損害並びに第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、互いに賠償責任を負わないものとします。

第 32 条 契約者に対する通知

1. 契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - ① 契約者が当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - ② その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。
2. 本規約等又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項の手続きにより書面に代えることができるものとします。

第 33 条 当社に対する通知

1. 契約者から当社に対する通知は、以下の方法で行うものとします。

宛先：PIP サポート窓口
電子メール：pipsupport@azpower.co.jp
2. 契約者が利用申込み内容の変更又は利用契約の解除を申し出る際は、当社所定の書面が当社に到達した時をもって当社に対する通知が完了したものとみなします。

第 34 条 販売代理店等について

1. 当社は、契約者が利用する本サービスと、その利用料金を記載した見積書を当社の指定する販売代理店（以下「代理店」とします。）より契約者に送付するものとします。またこれを代理店に提出するものとします。
2. 契約者が当社より卸提供を受けた本サービスを他事業者（再卸先事業者）に再卸し、再卸先事業者（卸先が数次にわたる場合は、すべての卸先を含み、以下これらを総称して「再卸先事業者」という。）が本サービスを転貸与する場合は、契約者は、再卸先事業者との間の契約において、本約款に基づく契約者の義務と同等の義務を再卸先事業者（再卸先事業者）に負わせるものとします。
3. 契約者は、再卸先事業者の本約款上の義務の免除又は軽減を主張することができず、当社は、再卸先事業者の行為を全て契約者の行為とみなし、契約者に対し、本サービス利用上の責任を問うことができます。

第 35 条 権利義務の譲渡制限

1. 当社及び契約者は、相手の書面による事前承諾を得ることなく、本規約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保提供する等の行為をできないものとします。

第 36 条 協議解決

本規約の解釈及びその他の事項につき生じた疑義や本規約に定めのない事項については、契約者及び当社は誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。

第 37 条 準拠法

本規約に関する準拠法は、日本国法とします

第 38 条 合意管轄

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本規約は 2019 年 10 月 1 日より有効とする

以上